

公 告

災害時等応急対策業務 {①調査検討・解析等、②測量等、③航空レーザ測量及び空中写真撮影（有人・無人）等、④人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等} に関する基本協定（水無川）の締結

次のとおり公告します。

令和3年 2月 2日

国土交通省九州地方整備局
雲仙復興事務所長 田村 毅

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本業務は、甲が管理する砂防設備ならびに管理する砂防設備に影響する隣接地域（水無川流域）において地震、豪雨、台風、噴火及び溶岩ドーム崩落等により災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合に、状況把握及び対応のため、①調査検討・解析等、②測量等、③航空レーザ測量及び空中写真撮影（有人・無人）等、④人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等を行うことを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

(2) 基本協定区域

基本協定は雲仙復興事務所が管理する砂防設備ならびに管理する砂防設備に影響する隣接地域（水無川流域）を対象とする。

また、協定締結区域外において発生した災害についても、状況により対応を要請する場合がある。

(3) 協定募集者数 下記に示す各募集区分ごとに5社程度を想定している。

(4) 協定期間 令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日

(5) 募集区分（詳細な内容については、技術資料等説明書参照）

①調査検討・解析等

現地踏査、土石流危険渓流等への土石流検知センサーや水位計等の設置、溶岩ドーム挙動の監視・解析、岩屑なだれまたは土石流等の崩壊シミュレーション、災害復旧工法の検討及び簡易な設計等

②測量等

レベル・トランシット・GNSS等を使用する一般的な測量等

③航空レーザ測量及び空中写真撮影（有人・無人）等

航空レーザ測量及び有人または無人（UAV等）による空中写真撮影等

④人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等

人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等

(6) 本協定締結業者の選定については、業務実施体制、業務成績等に関する技術資料を総合的に評価して、協定締結業者を選定する。

(7) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、(6)の評価の高い順等を実施の可否を確認し、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないことになる。

2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 【募集区分①】、【募集区分④】については、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和3年4月1日時点において受けていること。なお、認定されていない者のした入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札として、当該入札を無効とする。

【募集区分②】、【募集区分③】については、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和3年4月1日時点において受けていること。なお、認定されていない者のした入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札として、当該入札を無効とする。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。なお、認定されていない場合は、当該認定の参加資格を有しない者に対し、協定締結を行わない。

(4) 【募集区分②】については、長崎県内に本店（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店の営業所の住所による。）を有していること。

【募集区分③】については、九州地方整備局の管轄区域（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県）内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等の営業所の住所による。）を有していること。

(5) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7) 平成22年度以降に完了した業務（令和元年度完了予定も対象に含む）において、国又は県が発

注した下記業務の実績を有すること。

【募集区分①】については、雲仙復興事務所が発注した砂防に関する 土木関係建設コンサルタント業務	1 件以上
【募集区分②】については、測量業務	1 件以上
【募集区分③】については、レーザ測量業務又は空中写真撮影に 関する業務	1 件以上
【募集区分④】については、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析業務	1 件以上

なお、業務実績は雲仙復興事務所発注の業務を優先的に記載すること。

(8) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が在勤であること。

- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。
上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。
- ② 以下の資格を保有すること。

【募集区分①】【募集区分④】については、技術士（総合技術監理部門（建設部門関連科目）又は建設部門）、又はRCCM又は土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）の資格を有する者が1名以上。

【募集区分②】【募集区分③】については、測量士1名以上、測量士補を含め総計が5名以上。

(9) 本協定は、災害時等の緊急時を想定しており、連絡体制の確実性・簡素化を図る必要があることから、協定締結業者は、単体（経常共同企業体を除く）で参加資格を満足する社を対象とする。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒855-0866 長崎県島原市南下川尻町7-4
国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所 調査課
電話 0957-64-4171

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和3年 2月 2日（火）から令和3年 2月17日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒855-0866 長崎県島原市南下川尻町7-4
国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所 3階 調査課内
- ③ 交付方法：手渡しまたはホームページからのダウンロードにより交付する。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和3年 2月 3日（水）から令和3年 2月17日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記3.（2）②に同じ。

- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

技術資料等説明書

国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所管内における災害時等応急対策業務に関する基本協定の締結業者については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和3年2月2日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所長 田村 毅
長崎県島原市南下川尻7-4

3. 基本協定の概要等

基本協定の概要等は、公告1.(1)～(7)のとおり。

4. 参加資格要件

参加資格要件は、公告2.(1)～(9)のとおり。

5. 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料

(1) 本協定締結の参加希望者は、4.に掲げる参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところにより申請書及び技術資料等を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

①提出期間：令和3年2月3日(水)から令和3年2月17日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで

②提出場所：〒855-0866 長崎県島原市南下川尻町7-4

電話：0957-64-4171

FAX：0957-63-0914

国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所 調査課

③提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

(2) 申請書は、「別記様式-1」により作成すること。

① 会社の代表者印を押印すること。

(3) 技術資料は、「別記様式-2～4」により作成すること。

6. 申請書・技術資料の作成要領及び留意事項

評価項目	評価内容
(1) 申請書 [別記様式1]	様式は「別記様式1」とし、必ず会社の代表者印を押印すること。
(2) 企業の実績 [別記様式2]	<p>様式は「別記様式2」とし、平成22年度以降に完了した業務（令和元年度完了予定も対象に含む）において、国・県が発注した下記業務の実績件数を記載すること。</p> <p>【募集区分①】 雲仙復興事務所が発注した砂防に関する、土木関係建設コンサルタント業務</p> <p>【募集区分②】 測量業務</p> <p>【募集区分③】 レーザ測量業務又は空中写真撮影に関する業務</p> <p>【募集区分④】 人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析業務</p> <p>なお、業務実績の記載は雲仙復興事務所発注の業務を優先して記載すること。</p>
(3) 企業の表彰 [別記様式2]	様式は「別記様式2」とし、九州地方整備局発注業務で過去2年間（令和元年度（平成30年度完了業務）～令和2年度（令和元年度完了業務））における局長表彰又は事務所長表彰の有無を記載する。記載した表彰について、表彰状の写しを添付すること。
(4) 継続的な営業に基づく信頼度 [別記様式2]	様式は「別記様式2」とし、営業年数を記載する。記載した営業年数について、最新の「建設コンサルタント現況報告書」の写しを添付すること。
(5) 技術者の在勤人数 [別記様式2]	様式は「別記様式2」とし、公告2. 参加資格要件（8）①及び②を満たす技術者の在勤人数を記入する。
(6) 技術者の資格 [別記様式3]	様式は「別記様式3」とし、公告2. 参加資格要件（8）①及び②を満たす技術者を記入する。また資格の確認できる資料を提出する。
(7) 無人航空機の保有状況 [別記様式4]	様式は「別記様式4」とし、航空レーザ測量および空中写真撮影（無人）を希望する場合は記載すること。

上記の評価項目において、添付すべき資料がない場合は、評価しないものとする。

7. 評価に関する事項等

評価項目	評価内容	ウェイト	備考
業務実施体制	<p>(様式-3により評価)</p> <p>・公告2.(8)②を満たす技術者の在勤人数で評価する。</p> <p>【募集区分①】【募集区分④】</p> <p>①技術士(総合技術監理部門(建設部門関連科目)又は建設部門)及び土木学会認定技術者(特別上級、上級)の在勤人数が5名以上</p> <p>②技術士(総合技術監理部門(建設部門関連科目)又は建設部門)及び土木学会認定技術者(特別上級、上級)の在勤人数が1～4名</p> <p>【募集区分②】【募集区分③】</p> <p>①測量士の在勤人数が3名以上</p> <p>②測量士の在勤人数が1～2名</p>	<p>① 2 0</p> <p>② 1 0</p>	
業務実績	<p>(様式-2により評価)</p> <p>・平成22年度以降に完了した業務(令和2年度完了予定も対象に含む)件数で評価する。</p> <p>【募集区分①】</p> <p>雲仙復興事務所が発注した砂防に関する、土木関係建設コンサルタント業務の実績件数</p> <p>① 3件以上</p> <p>② 1～2件</p> <p>【募集区分②】</p> <p>国又は県が発注した測量業務の実績件数</p> <p>① 3件以上</p> <p>② 1～2件</p> <p>【募集区分③】</p> <p>国又は県が発注したレーザ測量業務又は空中写真撮影に関する業務の実績件数</p> <p>① 3件以上</p> <p>② 1～2件</p> <p>【募集区分④】</p> <p>国又は県が発注した人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析業務の実績件数</p> <p>① 3件以上</p> <p>② 1～2件</p>	<p>① 2 0</p> <p>② 1 0</p>	
	<p>業務成績の評価</p> <p>国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注(港湾空港関係を除く)の平成30年度以降公示日までに完了した業務のテクリス平均評定点を下記の順位で評価する。</p> <p>① 80点以上</p> <p>② 79点以上80点未満</p> <p>③ 78点以上79点未満</p> <p>④ 77点以上78点未満</p> <p>⑤ 76点以上77点未満</p> <p>⑥ 75点以上76点未満</p> <p>⑦ 60点以上75点未満</p> <p>⑧ 60点未満</p>	<p>① 20</p> <p>② 16.7</p> <p>③ 13.3</p> <p>④ 10</p> <p>⑤ 6.7</p> <p>⑥ 3.3</p> <p>⑦ 0</p> <p>⑧ 指名し</p>	

	<p>なお、平成30年度以降の100万円を超える国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の業務実績がないため、業務成績を評価できない場合、又は評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合には加点しない。</p>	ない	
企業の表彰	<p>（別記様式2により評価）</p> <p>・九州地方整備局発注業務で過去2年間（令和元年度（平成30年度完了業務）～令和2年度（令和元年度完了業務））における局長表彰又は事務所長表彰の有無</p> <p>① 有り ② 無し</p>	<p>① 10 ② 0</p>	
継続的な営業に基づく信頼度	<p>（別記様式2により評価）</p> <p>・記載された営業年数により評価する。</p> <p>① 30年以上 ② 15年以上30年未満 ③ 15年未満</p>	<p>① 10 ② 5 ③ 0</p>	
合計		80	

8. 本基本協定に関する手続等

(1) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和3年2月2日（火）から令和3年2月17日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒855-0866 長崎県島原市南下川尻町7-4
国土交通省九州地方整備局 雲仙復興事務所 3階 調査課内
- ③ 交付方法：手渡しまたはホームページからのダウンロードにより交付する。

(2) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和3年2月3日（水）から令和3年2月17日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記8.（1）②に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

9. 技術資料等説明書に対する質問

(1) この技術資料説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：令和3年2月2日（火）から令和3年2月9日（火）までの土・日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分までとする。
- ② 提出場所：上記5.（1）②に同じ。
- ③ 提出方法：FAX、持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。
（注）：FAXで提出した場合は、FAX送信後、雲仙復興事務所調査課職員へ電話で確認すること。

(2) (1) の質問に対する回答は、書面により令和3年2月12日（金）までに行う。

10. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認めた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。(様式は自由とする)
- ①提出期限：令和3年3月12日(金) 17時00分
 - ②提出場所：上記5.(1)②に同じ
 - ③提出方法：FAX又は持参、郵送等(郵送は書留郵便に限る。)により提出する。
(注) FAXで提出した場合は、FAX送信後、雲仙復興事務所調査課へ電話で確認すること。
- (2) 当職は、説明を求められたときは、令和3年3月22日(月)までに説明を求めた者に対し、書面にてFAXにより回答する。

11. ヒアリングについて

提出された申請書等について疑義のある場合、令和3年2月17日(木)から令和3年3月2日(火)までの間に電話にてヒアリングを行うことがある。

12. 本協定締結予定業者の決定及び通知

本協定の締結予定業者については、技術資料の提出に基づき総合的に判断し決定する。その結果は、令和3年3月5日(金)までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

【募集区分①】、【募集区分④】については、九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和3年4月1日時点で受けていること。なお、認定されていない者のした入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札として、当該入札を無効とする。

【募集区分②】、【募集区分③】については、九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度測量業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度測量業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和3年4月1日時点で受けていること。なお、認定されていない者のした入札は、競争に参加する資格を有しない者のした入札として、当該入札を無効とする。

13. その他

- (1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 当職は、提出された申請書及び技術資料を、競争参加資格の確認以外の目的で無断で使用しない。
- (3) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。
- (4) 提出期間以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 本協定については、本技術資料作成要領にあわせて配布する協定書(案)により協定締結を行う。なお、協定書(案)については内容に変更が生じる場合がある。

災害時等応急対策業務(調査検討・解析等)に関する基本協定の締結(案)

国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所長 田村 毅 (以下「甲」という。) と、〇〇 (業者名 役職名 氏名) (以下「乙」という。) とは、災害時等応急対策業務 (調査検討・解析等) の実施に関し、次の通り協定する。

(目的)

第1条 本基本協定 (以下、「本協定」) は、甲が管理する砂防設備ならびに管理する砂防設備に影響する隣接地域 (水無川流域) において地震、豪雨、台風、噴火及び溶岩ドーム崩落等により災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合に、状況把握及び対応のための緊急調査・応急対策に関し、これに必要な組織及び労力等の確保及びその動員の方法を定め、もって、被災箇所の状況把握及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(内容)

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、現地踏査、土石流危険溪流等への土石流検知センサーや水位計等の設置、溶岩ドーム挙動の監視・解析、岩屑なだれ又は土石流等の崩壊シミュレーション、災害復旧工法の検討や簡易な設計等とする。また、乙は適切な対応ができるよう、適切な情報収集に努めるものとする。

(対象区間)

第3条 本協定の対象区間は次の通りとする。
甲が管理する砂防設備ならびに管理する砂防設備に影響する隣接地域 (水無川流域)

(出勤の要請)

第4条 甲は、乙に対し、第3条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本業務を実施するための出勤を書面 (第1報は電話で可) により要請するものとする。
2 乙は、前項の出勤要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。
3 なお、応急対策に出勤する協定会社は、必要な資機材の台数、甲が乙に指定した区域への移動時間等を、甲から乙に確認の上で、協定会社の中から出勤する協定会社を甲が指定するものとする。

(契約の締結)

第5条 甲の出勤要請があった場合には、速やかに災害時応急対策業務 (調査検討・解析等) に関する委託契約を締結するものとする。

(業務の実施)

第6条 乙は、第4条に基づく出勤の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。
2 業務の直接の指示は、雲仙復興事務所所属職員のうち甲が指定する者 (以下、「指示者」という。) が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

(業務の完了)

第7条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

(広域要請)

第8条 甲は、第3条に示す対象区間外において、大規模な災害が発生した場合は、第3条の対象区間にとらわれることなく出勤を要請することができるものとする。
2 乙は、前項の要請があったときは、道路・河川・砂防等を問わず、甲の指示により災害時等応急対策業務を実施するものとする。

(費用の請求)

第9条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第5条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲は、第9条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第5条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第11条 本活動の実施に伴い、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。
2 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
3 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(訓練の実施)

第12条 甲は乙に対し緊急時に延滞なく対応できる体制確保のために、甲の実施する防災訓練に参加の要請ができるものとし、要請を受け訓練を実施した場合は、甲乙協議の上、甲に対し、実績に応じた費用を請求できるものとする。

(機密の厳守)

第13条 乙は、業務に関する全ての事項について、機密を厳守し、他にもらしたり転用したりしてはならない。

(有効期限)

第14条 本協定の有効期限は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
2 協定発効時に乙が有していた一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

(その他)

第15条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和3年3月〇〇日

甲 住所 長崎県島原市南下川尻町7-4
氏名 国土交通省九州地方整備局
雲仙復興事務所長 田村 毅

乙 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
氏名 株式会社 〇〇コンサルタント
代表取締役社長 〇〇 〇〇

災害時等応急対策業務(測量等)に関する基本協定の締結(案)

国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所長 田村 毅 (以下「甲」という。) と、〇〇 (業者名 役職名 氏名) (以下「乙」という。) とは、災害時等応急対策業務 (測量等) の実施に関し、次の通り協定する。

(目的)

第1条 本基本協定 (以下、「本協定」) は、甲が管理する砂防設備ならびに管理する砂防設備に影響する隣接地域 (水無川流域) において地震、豪雨、台風、噴火及び溶岩ドーム崩落等により災害が発生若しくは災害の発生が予測される場合に、状況把握及び対応のための緊急調査・応急対策に関し、これに必要な組織及び労力等の確保及びその動員の方法を定め、もって、被災箇所の状況把握及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(内容)

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、レベル・トランシット・GNSS等を使用する一般的な測量等とする。また、乙は適切な対応ができるよう、適切な情報収集に努めるものとする。

(対象区間)

第3条 本協定の対象区間は次の通りとする。
甲が管理する砂防設備ならびに管理する砂防設備に影響する隣接地域 (水無川流域)

(出動の要請)

第4条 甲は、乙に対し、第3条の対象区間で発生した災害状況に応じ、本業務を実施するための出動を書面 (第1報は電話で可) により要請するものとする。
2 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。
3 なお、応急対策に出動する協定会社は、必要な資機材の台数、甲が乙に指定した区域への移動時間等を、甲から乙に確認の上で、協定会社の中から出動する協定会社を甲が指定するものとする。

(契約の締結)

第5条 甲の出動要請があった場合には、速やかに災害時応急対策業務 (測量等) に関する委託契約を締結するものとする。

(業務の実施)

第6条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。
2 業務の直接の指示は、雲仙復興事務所所属職員のうち甲が指定する者 (以下、「指示者」という。) が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

(業務の完了)

第7条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

(広域要請)

第8条 甲は、第3条に示す対象区間において、大規模な災害が発生した場合は、第3条の対象区間にとらわれることなく出動を要請することができるものとする。
2 乙は、前項の要請があったときは、道路・河川・砂防等を問わず、甲の指示により災害時等応急対策業務を実施するものとする。

(費用の請求)

第9条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第5条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲は、第9条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第5条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第11条 本活動の実施に伴い、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。
2 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
3 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(訓練の実施)

第12条 甲は乙に対し緊急時に延滞なく対応できる体制確保のために、甲の実施する防災訓練に参加の要請ができるものとし、要請を受け訓練を実施した場合は、甲乙協議の上、甲に対し、実績に応じた費用を請求できるものとする。

(機密の厳守)

第13条 乙は、業務に関する全ての事項について、機密を厳守し、他にもらしたり転用したりしてはならない。

(有効期限)

第14条 本協定の有効期限は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
2 協定発効時に乙が有していた一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

(その他)

第15条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和3年3月〇〇日

甲 住所 長崎県島原市南下川尻町7-4
氏名 国土交通省九州地方整備局
雲仙復興事務所長 田村 毅

乙 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
氏名 株式会社 〇〇コンサルタント
代表取締役社長 〇〇 〇〇

災害時等応急対策業務(航空レーザ測量及び空中写真撮影(有人・無人)等)に関する基本協定の締結(案)

国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所長 田村 毅(以下「甲」という。)と、〇〇(業者名 役職名 氏名)(以下「乙」という。)とは、災害時等応急対策業務(航空レーザ測量及び空中写真撮影(有人・無人)等)の実施に関し、次の通り協定する。

(目的)

第1条 本基本協定(以下、「本協定」)は、甲が管理する砂防設備ならびに管理する砂防設備に影響する隣接地域(水無川流域)において地震、豪雨、台風、噴火及び溶岩ドーム崩落等により災害が発生若しくは災害の発生が予測される場合に、状況把握及び対応のための緊急調査・応急対策に関し、これに必要な組織及び労力等の確保及びその動員の方法を定め、もって、被災箇所の状況把握及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(内容)

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、航空レーザ測量及び有人又は無人(UAV等)による空中写真撮影等とする。また、乙は適切な対応ができるよう、適切な情報収集に努めるものとする。

(対象区間)

第3条 本協定の対象区間は次の通りとする。
甲が管理する砂防設備ならびに管理する砂防設備に影響する隣接地域(水無川流域)

(出動の要請)

第4条 甲は、乙に対し、第3条の対象区間で発生した災害状況に応じ、本業務を実施するための出動を書面(第1報は電話で可)により要請するものとする。
2 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。
3 なお、応急対策に出動する協定会社は、必要な資機材の台数、甲が乙に指定した区域への移動時間等を、甲から乙に確認の上で、協定会社の中から出動する協定会社を甲が指定するものとする。

(契約の締結)

第5条 甲の出動要請があった場合には、速やかに災害時応急対策業務(航空レーザ測量及び空中写真撮影(有人・無人)等)に関する委託契約を締結するものとする。

(業務の実施)

第6条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。
2 業務の直接の指示は、雲仙復興事務所所属職員のうち甲が指定する者(以下、「指示者」という。)が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

(業務の完了)

第7条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

(広域要請)

第8条 甲は、第3条に示す対象区間において、大規模な災害が発生した場合は、第3条

の対象区間にとらわれることなく出動を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、道路・河川・砂防等を問わず、甲の指示により災害時等応急対策業務を実施するものとする。

(費用の請求)

第9条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第5条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲は、第9条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第5条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第11条 本活動の実施に伴い、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。
2 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
3 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(訓練の実施)

第12条 甲は乙に対し緊急時に延滞なく対応できる体制確保のために、甲の実施する防災訓練に参加の要請ができるものとし、要請を受け訓練を実施した場合は、甲乙協議の上、甲に対し、実績に応じた費用を請求できるものとする。

(機密の厳守)

第13条 乙は、業務に関する全ての事項について、機密を厳守し、他にもらしたり転用したりしてはならない。

(有効期限)

第14条 本協定の有効期限は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
2 協定発効時に乙が有していた一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

(その他)

第15条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和3年3月〇〇日

甲 住所 長崎県島原市南下川尻町7-4
氏名 国土交通省九州地方整備局
雲仙復興事務所長 田村 毅

乙 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
氏名 株式会社 〇〇コンサルタント
代表取締役社長 〇〇 〇〇

災害時等応急対策業務(人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等)に関する基本協定の締結(案)

国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所長 田村 毅 (以下「甲」という。) と、〇〇 (業者名 役職名 氏名) (以下「乙」という。) とは、災害時等応急対策業務 (調査検討・解析等) の実施に関し、次の通り協定する。

(目的)

第1条 本基本協定 (以下、「本協定」) は、甲が管理する砂防設備ならびに管理する砂防設備に影響する隣接地域 (水無川流域) において地震、豪雨、台風、噴火及び溶岩ドーム崩落等により災害が発生若しくは災害の発生が予測される場合に、状況把握及び対応のための緊急調査・応急対策に関し、これに必要な組織及び労力等の確保及びその動員の方法を定め、もって、被災箇所の状況把握及び被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(内容)

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等とする。また、乙は適切な対応ができるよう、適切な情報収集に努めるものとする。

(対象区間)

第3条 本協定の対象区間は次の通りとする。
甲が管理する砂防設備ならびに管理する砂防設備に影響する隣接地域 (水無川流域)

(出動の要請)

第4条 甲は、乙に対し、第3条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本業務を実施するための出動を書面 (第1報は電話で可) により要請するものとする。
2 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。
3 なお、応急対策に出動する協定会社は、必要な資機材の台数、甲が乙に指定した区域への移動時間等を、甲から乙に確認の上で、協定会社の中から出動する協定会社を甲が指定するものとする。

(契約の締結)

第5条 甲の出動要請があった場合には、速やかに災害時応急対策業務 (人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析等) に関する委託契約を締結するものとする。

(業務の実施)

第6条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。
2 業務の直接の指示は、雲仙復興事務所所属職員のうち甲が指定する者 (以下、「指示者」という。) が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

(業務の完了)

第7条 乙は、業務が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した業務の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

(広域要請)

第8条 甲は、第3条に示す対象区間において、大規模な災害が発生した場合は、第3条の対象区間にとらわれることなく出動を要請することができるものとする。
1 乙は、前項の要請があったときは、道路・河川・砂防等を問わず、甲の指示によ

り災害時等応急対策業務を実施するものとする。

(費用の請求)

第9条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第5条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲は、第9条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第5条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第11条 本活動の実施に伴い、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。
2 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
3 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(訓練の実施)

第12条 甲は乙に対し緊急時に延滞なく対応できる体制確保のために、甲の実施する防災訓練に参加の要請ができるものとし、要請を受け訓練を実施した場合は、甲乙協議の上、甲に対し、実績に応じた費用を請求できるものとする。

(機密の厳守)

第13条 乙は、業務に関する全ての事項について、機密を厳守し、他にもらしたり転用したりしてはならない。

(有効期限)

第14条 本協定の有効期限は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
2 協定発効時に乙が有していた一般競争参加資格が失われた場合、失われた日をもって、この協定も失効するものとする。

(その他)

第15条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和3年3月〇〇日

甲 住所 長崎県島原市南下川尻町7-4
氏名 国土交通省九州地方整備局
雲仙復興事務所長 田村 毅

乙 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
氏名 株式会社 〇〇コンサルタント
代表取締役社長 〇〇 〇〇